

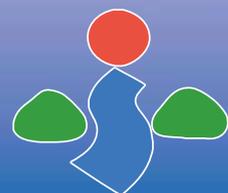
# みんなのかんきょう

# 67



特集

協議会 20年の歩みとこれから  
コウノトリ誕生と野外定着を目指して



環境ふくい推進協議会

# 協議会20周年を迎えて

会長あいさつ

会長 八木 誠一郎



環境ふくい推進協議会は平成6年に福井の環境保全に自発的に取り組む人々の活動の推進母体として設立し、運営されてきました。今年に設立20周年の節目の年に当たります。

今般、この節目の年に、会長職をお引き受けすることとなりました。

私たちが住む福井県には、先祖代々守り抜いてきた美しい里山里海湖（さとやまさとうみ）があり、多様な生き物や美味しい水などに支えられた豊かな食文化、伝統文化が息づいております。

私たちの生活に欠かすことのできない身の回りの「環境」を守っていくため、これまでも当協議会においてNPOや地域の団体が行っている環境保全活動の支援や、県内外の再生可能エネルギー・省エネルギー、リサイクルなどに取り組み企業の見学会、さらには子どもたちの環境教育のための支援などを行ってまいりました。

今後は、これらの支援を継続することで広く県民の環境保全活動を後押しするとともに、県下の様々な活動を「つなげる」ことにより、さらなる活性化を目指してまいりたいと考えております。

未来の福井を担う子どもたちに豊かな体験を、さらに身の回りの環境に関する知識を身につけてもらい、やがて環境保全の現場において活動を牽引するリーダーとして、美しいふるさとをさらに後の世代に引き継いでいってもらう。この一連の流れをさらに大きく、確かなものとするために当協議会として積極的に取り組んでまいります。

環境ふくい推進協議会の活動につきまして、引き続き皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

環境ふくい推進協議会の設立20周年を迎え、設立当初から協議会にご尽力いただいておりますお二人に寄稿いただきました。

「活動の原点」

副会長 村上 哲雄



日本三大松原の一つ「気比の松原」近くの住民で組織された「気比の松原を愛する会」の自然保護を目的とした活動に、町内区長として昭和45年から参加しました。海水浴シーズンになると、都会から多くの人が訪れ、松の根元でキャンプの焚火をするなど、目に余る行為が繰り返され、これらを防止するために巡視活動を長年続けてまいりました。私は会長を20年に亘りつとめ、その目的は達成されました。

昭和40年代から、全国的に公害問題が続出し、企業のあり方が注目されるようになりました。50年代、私たちの近くを流れる「二夜の川」周辺は、宅地造成により住宅が建ち並び、その家庭からの生活雑排水が年を追う毎に川を汚染し、やがては悪臭を放ち、大量の「ユスリ蚊」が発生するようになりました。全長2400メートルの川沿いには6町内約2500世帯が住み、特に川沿いの悩み解消のため、昭和60年9月「二夜の川を美しくする会」を結成しました。市の下水道整備や10年に亘る河川改修、企業の河川美化活動等の協力により、現在は、以前とは見違えるほどのきれいな川に甦り、敦賀の新名所となりました。来年は結成30年を迎えます。

環境を悪くするのもよくするのもすべて、そこに住む人によって決まるものです。平成6年から20年間、環境ふくい推進協議会と活動を共にし、これからも一層の環境保全に努め県民運動を実践し、より

よい成果を積み重ねてまいりたいと思います。

（二夜の川を美しくする会 会長）

「協議会20周年に寄せて」

企画委員 吉川 守秋



20年前と言えば、その3年前にリオの地球サミットがあり、世界的に環境への関心が高まったときでした。福井県でも環境基本条例、環境基本計画と併せて環境ふくい推進協議会がスタートしました。

それまでの環境問題は公害問題のように、加害者と被害者が分かれていた問題が多かったのですが、その頃から地球環境問題など、私たちが加害者であり、被害者であることから行政・企業・市民の三者が協力して対応していく時代となりました。環ふ協はそれにふさわしい団体としてスタートしました。企画委員会では立場の違いによって提案が振り出しに戻ったりもしましたが、三者が同じテーブルに着くことで、お互いの立場も理解できたし、また、それを通じて人と人のつながりが広がったことが最大の成果であったと思います。

昨年11月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が第5次報告を行い、「気候システムに対して人間活動が影響を及ぼし、近年の気候変動をもたらししている」とし、「今後数十年間の大規模なCO2排出削減が持続可能な発展のために大きく貢献する」とより緊急的な警告を発しています。今改めて、行政・企業・市民の協働によってこの問題に立ち向かっていくべきだと思います。初心に戻って前にすすめていくべきです。

（NPO法人エコプランふくい 事務局長）

# 環境ふくくい推進協議会のこれから

今年度、当協議会にアドバイザーとして参画いただいている鈴木順一郎氏からメッセージを寄せいただきました。

## 「ふくいの可能性」アドバイザー 鈴木順一郎

昨年度より「ふくいのおいしい水」のパンフレットをデザインさせていただき、今年度よりアドバイザーとして活動させていただいて様々な福井の人々とお会いし、また、福井の自然や文化に触れさせていただきました。皆様には大変良くしていただき感謝するばかりです。

その上で私が感じたことは「福井の人々にとってあたり前の自然や文化は、あたり前以上の可能性ある魅力的なもの」ということ。これは、全国、北海道から沖縄までほとんどの都道府県を取材・撮影してきた経験から思うわけで、決してお世辞ではありません。

その反面「あまり自然や文化に対して強い気持ちで臨まない」というのも福井の特徴のような気がします。あたり前であるからそういう傾向になる、それも理解できます。

しかしながら、地球温暖化等の影響により、あたり前の自然が変わってきています。いなくなった野生動物が増え、そこにあった植物がなくなり、多くいたはずの生き物がいなくなっています。それは「あたり前」が「あたり前ではなくなってきた」危機的状態です。

自然は一度失えばなかなか復活しません。文化も継承する人々が途絶えれば消えてなくなります。こうした現状の中で覚えていただきたい大事なことが一つあります。それは「あたり前があたり前でなくなる」時に、それに「気づく感覚」をいつでも持つ

ていなければいけないということです。この感覚を失った人間は、生き物としての能力の一つを失うこととなります。人としては生きられるかもしれませんが、地球の上の生き物の一つとしては失格なのかもしれません。

だからこそ、幼児からの原体験としての自然体験や、知識が必要なのだと思います。このように考えれば、その必要性に気づいていただけは不足です。一昔前までは、「ぼちが当たるよ」と言われながら、自然との共存ルールを覚えたはずが、今では「ぼち」は死語になっています。残念なことです。情報化社会、情報が便利に迅速に、しかも簡単に手に入る時代、この「ぼち」部分だけが抜けてしまっています。この不自然さにどうか気がついていただければと思っています。「ぼち」文化の復活は、人と自然、人と人、自然と自然のバランスを保つきっかけになります。こうしたちよつとしたことから始めていきませんか？ 福井の将来のために。

仏教用語ですが、「自分」という言葉は、「自然の分身・自然の一部分」という意味です。自分さえ良ければという現代の「自分」の使い方は間違いなんですね。もう一度、原点に返って考えてみませんか？

## 鈴木順一郎氏のご紹介

環境映像ディレクター・プロデューサー、フォトグラファー、環境カウンセラー（広報戦略）

「環境保全と地域活性化」における広報戦略アドバイザーとコーディネートの実践を専門とする。

2004年よりフリーランスで本格的に環境教育や環境広報、そしてその取材能力を活かし地域活性化のアドバイザーを続けている。

## 環境ふくくい推進協議会のこれから

当協議会は、現在、企業会員、団体会員、個人会員合わせて約1,300の会員で構成されております。このたび、「福井県の環境保全活動に携わる」という意識醸成のため、20周年記念会員証を発行いたしました。時代の流れと共に一層高まる環境保全の必要性に対応できるよう、また、参加することによって意義を感じていただき参加意識を自覚していただけるような協議会となるよう取り組んでまいります。

そして「福井県の環境全般の保全活動支援組織」としてより実効性を伴った協議会の推進体制の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

具体的には、各企業の環境保全活動への新たな活性化策として、環境保全団体やNPO等の活動を紹介し、お互いが協働できるような仕組み作りと後押しを行いたいと考えます。これにより環境保全団体・NPO等のスキルアップや経営強化にもつながります。また企業側にとってはCSRの表明事例として利用することが可能になります。

また、環境保全団体・NPO等の研修会やワークショップを充実させ、福井県下の「横のつながり」ネットワークの活性化を図ります。これにより情報交換の機会が増え、協働活動の活発化が図れるものと考えます。

スキルアップのための勉強会（セミナー）も同時に行うことで団体の自立促進を支援していきます。



20周年記念会員証  
(企業会員・団体会員)

県では、コウノトリを自然再生のシンボルと位置づけ、自然環境の保全・再生を推進し、コウノトリの野外定着を目指して、兵庫県との共同研究により、兵庫県立コウノトリの郷公園から、つがいのコウノトリを借り受け、平成23年12月から越前市白山地区において飼育・繁殖に取り組んでいます。

これまでのコウノトリの飼育・繁殖における様々な取り組みについてまとめました。



親鳥と今年生まれの3羽のヒナ

水がない時期でも生き物が生息できるように退避溝の設置など、環境に配慮した様々な取り組みが実践されています。



(右上) 水田魚道  
(右下) 無農薬無化学肥料による米作り  
(左上) 自然再生の取り組みを視察する各国研究者

## 1 地元の取り組み

地元の越前市白山・坂口地区では、飼育開始以来、コウノトリが安心して過ごせるように、有志が集まって「コウノトリ見守り隊」を結成し、毎日午前と午後の2回、飼育しているケージ周辺の見回りを行い、見学者への対応を行っています。

また、コウノトリが営巣していた豊かな自然環境を取り戻そうと、無農薬無化学肥料による米づくりの推進、段差のある水田と水路を生き物が行き交うことができるよう水田魚道の整備、水田に

## 2 本県で50年ぶりのコウノトリのヒナ誕生

地元や多くの方の温かい思いを受け、親鳥のつがいのふっくとさっちゃんは、一昨年、昨年と

続けて産卵しました。残念ながら無精卵でしたが、兵庫県立コウノトリの郷公園の協力で他ペアの有精卵を譲り受け、親鳥に抱卵させる方法により、平成26年6月、3羽のヒナが誕生しました。コウノトリのヒナの誕生は、昭和39年、小浜市国富地区で最後にヒナが確認されて以来、本県では50年ぶりの誕生となりました。



ふ化直後のコウノトリのヒナ

## 3 コウノトリこどもフォーラムを開催!

ヒナの誕生を受け、コウノトリの生態やコウノトリが餌とする身近な生き物の保全・再生について考えようと、8月17日にサンドーム福井で「コウノトリこどもフォーラム」を開催し、コウノトリをきっかけに活動に取り組む越前市、小浜市、そして兵庫県豊岡市の子どもたちによる発表や意見交換を行いました。

発表では、

越前市白山・坂口地区で活動する「坂口エ

コメイト」の子どもたちが、無農

薬の米作りや、ビオ

トープ整備など、実践

している保全活動を紹

介。活動を中断すると再び荒地となり、生き物が

生息できる環境に戻すまでには時間がかかること

が発表されました。また、小浜市国富小学校の子

どもたちは、かつてコウノトリが生息した小浜市

国富地区について歴史を勉強し、現在の環境につ

いて知るため、生き物調査を行うなど、再びコウ

ノトリが生息できる環境について地域と一緒に取

り組んでいることが紹介されました。

発表に先立って、本県出身で（公財）東京動物

園協会 葛西臨海水族園園長の田畑直樹氏は、「小さな生き物からコウノトリまで」と題して講演され、コウノトリが生息できる環境を取り戻すためには、身近なところに多くの動植物が生息していること、また、この動植物のこともっと知ることが大切であることを、参加した子どもたちへ話されました。



コウノトリに関連した活動を実践している子どもたちの発表

親子が参加し、子どもたちの発表を聞いたり、福井県里山里海湖研究所、自然保護センターおよび海浜自然センターが設けた、身近な生き物展示ブースや、工作体験ブースで様々な体験を行いました。

このほか、越前市白山地区からは、無農薬無化学肥料の「コウノトリを呼び戻す農法米」で作ったおにぎりや地域で生産している「白山すいか」の振舞いがあるなど、参加者は夏休みのひとときを楽しんでいました。



田畑直樹氏による講演



体験活動を楽しむ子どもたち

#### 4 ヒナの成長と愛称の決定

生まれた直後、弱々しかったコウノトリのヒナ3羽は、親鳥の愛情を受け、無事健康に成長し、今では親鳥と同じくらいの大きさになっています。

この幼鳥3羽の愛称を募集したところ、県内外から202点の応募があり、一般から公募した親子選考員10組、地元関係者などの審査を経て、11

月に、「げんきくん（オス）、ゆうきくん（オス）、ゆめちゃん（メス）」の愛称が決定しました。



コウノトリの幼鳥  
（足環黄：ゆめちゃん  
足環青：ゆうきくん  
足環赤：げんきくん）

#### 5 コウノトリの野外定着を目指して

かつて本県に営巣していたコウノトリですが、再びコウノトリが舞う地域を目指そうという気運が高まっており、越前市では「コウノトリが舞う里づくり推進協議会」、小浜市では「コウノトリの郷づくり推進会」が設立されました。また、コウノトリの飛来が多い若狭町鳥羽地区では巣塔が整備され、コウノトリをきっかけとした活動が少しずつ広まりを見せています。

本県生まれのコウノトリが再び大空を舞い定着することを目指して、県では県内の自然環境の保全・再生活動を一層推進していきたいと考えています。

# ふるさと環境フェア2014

当協議会では、展示や体験を通して、県民に福井県の環境を守り育てることの大切さを考えてもらう機会を提供するために、10月11日(土)〜12日(日)に、若狭総合公園(小浜市北塩屋)で、「ふるさと環境フェア2014」を開催しました。今年で5回目の開催となる環境フェアでは、わたしたちは「里山里海湖」に住んでいる！〜命の連環を体験し、感じてみよう〜をテーマに、豊かな自然に恵まれたふるさと福井に生きるわたしたちと里山里海湖との「つながり」を「見て・触って・体験して実感する」環境フェアを開催しました。

## ■食べきろう！「里山里海湖カレー」

小浜市の青池調理師専門学校の協力の下、里山里海湖の幸(鹿肉、イカ、エビなど)を用いたオリジナルカレーを作り、出演者や一般参加者など約120名で食べきりました。本イベントを通して、里山里海湖に対する感謝や食べきりの大切さを学びました。



食べきりを実践

## ■里山里海湖発表会

コウノトリなどを呼び戻すため、身近な田や水路などの生き物を観察し、地域の環境と生き物との共生を学んだ生徒たちが、その成果を発表しました。

### ① 坂口エコメイト

にほんの里100選にも選ばれた、美しい田園風景が広がる坂口の自然を守るための取り組みについて発表しました。

### ② 国富小学校

コウノトリが国内で最後に繁殖した場所である国富地区に、再びコウノトリを呼び戻すために取り組んでいる「コウノトリが訪れやすい環境づくり」について発表しました。



発表する坂口エコメイトの皆さん

### ③ 石川県立津幡高等学校 朱鷺サポート隊

朱鷺サポート隊は、「石川の空へもう一度トキをはばたかせよう」と平成20年11月に結成されました。ドジョウの養殖を始め、トキや野鳥の餌場となるビオトープ造りや棚田の保全活動、里山里

海湖展への協力など多種多様な活動について発表しました。

## ■木育キャラバン



木のおもちゃで遊ぶ子どもたち

東京おもちゃ美術館から、300点以上のおもちゃが集合し、多くの人で賑わいました。来場者は、国産木材の形や肌触り、色、模様、匂いなどを体感しながら、木に対する親しみや理解を深めていました。

また、地元の木工家を招き、キーホルダーやマグネットなど木の小物を制作するワークショップも行いました。

## ■スポーツGOMI拾い大会

チームで力を合わせ、制限時間内に決められたエリア内でゴミを拾い、その質と量をポイントで競い合う「スポーツGOMI拾い大会」。福井県で初めて開催され、家族連れや企業関係者など計20チーム、97名が参加しました。

「ゴミ拾いはスポーツだ！」の発声とともに競技を開始し、参加者は、漂着物やタバコの吸い殻などを中心に、計273kgのゴミを拾いました。

表紙写真は、スポーツGOMI拾い大会の表彰の様子です



ゴミを拾う参加者たち

## ■展示・体験コーナー

展示・体験コーナーでは、環境に関連する県内の企業・団体の取組みを紹介しました。今回は環境基本計画の5つの重点プロジェクト（里山里海湖の研究・活用プロジェクト、地球温暖化対策推進プロジェクト、ものを大切に作る社会づくり強化プロジェクト、「水を守る」プロジェクト、環境教育推進プロジェクト）毎にブースを設け、それぞれブースで「人」と里山里海湖との「つながり」を感じられることをテーマに展開しました。

### ① 里山里海湖の研究・活用プロジェクト

地質学的年代決定の世界標準となった年縞や、平成26年6



アメリカザリガニ釣りの体験

月に福井県で50年ぶりに3羽のヒナが誕生したコウノトリについて紹介しました。

また、竹とんぼ作りやアメリカザリガニの釣り体験なども行いました。

### ② 地球温暖化対策推進プロジェクト

太陽光発電や家庭用蓄電システムなど、エネルギーを有効に利用する商品の展示や、体を使った発電体験などが紹介されました。手回し発電コーナーでは、子どもたちが一生懸命、手回しハンドルを回していました。

また、次世代自動車（プラグインハイブリッド自動車、電気自動車など）や電動バイクの展示・乗車体験のほか、スマートフォンの遠隔操作で自転車を借りたり、EVに充電したりできる最新の技術も紹介しました。



次世代自動車の展示

### ③ ものを大切に作る社会づくり強化プロジェクト

小型廃家電の回収や福井県認定リサイクル製品の展示のほか、古本市では、絵本や書籍などを販売し、来場者にリサイクルを実践していただきました。

### ④ 「水を守る」プロジェクト

福井県が認定する「ふくいのおいしい水」の紹介のほか、現在進めている小浜市の地下水調査結果や下水道の正しい使い方について紹介しました。

### ⑤ 環境教育推進プロジェクト

高浜町で進められているブルーフラッグ（※）取得の取組みや、平成30年に福井県で開催される「福井しあわせ元気国体」のPRを行いました。

※ビーチおよびマリナーの水質、環境マネジメント、環境教育、安全とサービスの状況が国際的に優れていると認証される制度のこと

### ⑥ 体験コーナー

竹細工や竹紙漉体験のほか、かえっこバザールでは、子どもたちが、使わなくなったおもちゃを持ち寄り、お互いに交換しました。また、リサイクル楽器工作教室では、使用済みの空き缶やペットボトルを利用して楽器を制作し、女性音楽家とコラボ演奏しました。



女性音楽家とコラボ演奏



かえっこバザールでおもちゃを交換

当日は晴天に恵まれ、4千人を超える多くの方にご来場いただきました。今回の環境フェアを通して、豊かな自然に恵まれたふるさと福井に生きるわたしたちと里山里海湖との「つながり」や環境保全の大切さを多くの方に再認識していただけたことと思います。

# 環境ふくいCO2削減貢献事業

環境ふくい推進協議会では、誰もが地球温暖化防止活動に参加することができる場として、福井型カーボン・オフセット「環境ふくいCO2削減貢献事業」を実施しています。

この事業では、県内外の個人、法人または団体から環境貢献のために提供される資金を活用して、県内の環境貢献団体等が実施するCO2吸収源対策や「ふくいのおいしい水」の水源地整備等を支援しています。

事業を開始した平成21年度から昨年度までの5年間で延べ44団体に資金を提供し、環境貢献活動を行う多くの団体を支援してきました。今年度は16団体に資金を交付して、その活動を支援しました。

## 【えいへいじ緑清会の活動紹介】

永平寺町のえいへいじ緑清会では、福井市を流れる荒川の水源になっている吉野ヶ岳の未植林地にアオダモ等の落葉広葉樹の植樹を行っています。

アオダモは野球のバット用材ですが国内では枯渇状態です。このため植樹を通じて環境意識を養ってもらおうと、幼稚園、小中学校に苗木を提供したり、世界少年野球大会にアオダモの苗木を提供するなどの活動を行ってきました。

今年も、環境ふくい推進協議会からの助成を受け、10月26日に会員14名が参加して250本の苗木の植樹を行いました。

最初の植樹から10年以上が経過して、樹木も大きく育っています。将来的には学習林として活用できるように活動を継続していく予定です。

平成26年度支援団体一覧

団体名	活動内容	地域
北潟の森協議会	北潟海辺の森で間伐、植樹	あわら市
えいへいじ緑清会	吉野ヶ岳で植樹	永平寺町
NPO 法人 エコハウス沙羅	殿下地区で間伐	福井市
さばえNPOサポート ハッピープロジェクト委員会	自転車や公共交通機関によるイベント来場者に、地域通貨を発行	鯖江市
NPO 法人 エコプラザさばえ	どんぐりからの森づくり	鯖江市
NPO 法人 月尾くらし工房	今立地区で間伐、植樹	越前市
「郷の森・里楽」の会	白山地区で間伐、植樹	越前市
ふれあい市場運営委員会	屋上緑化による省エネ	小浜市
篠座の伝統的風景を守る会	水源地井戸掘削	大野市
越前町平等区	水源地採水口修繕	越前町
白山振興会	石畳整備、水源地広報	越前市
一番町商店街	階段整備、水源地広報	小浜市
南野津又自治会	水源地広報	福井市
神谷の水を守る会	水源地広報	勝山市
鯖江湧水の里ネットワーク	水源地広報	鯖江市
大虫町石神の湧水保存会	水源地広報	越前市

## 【寄付いただいた企業】

### ◆アサヒビール株式会社様

「うまい！を明日へ！」  
プロジェクトによる寄附



左：福井県西川知事  
右：アサヒビール(株)  
北陸統括本部長 北村氏

### ◆株式会社 華様 (リカーワールド華)

アルミ缶リサイクル  
回収の収益金の一部



左：福井県安全環境部長  
右：(株)華 坂本社長

### ◆山金工業株式会社様

展示会（ヤマキンフェア）  
での収益



えいへいじ緑清会  
による植樹の様子



# ふくい生物多様性保全支援事業

この事業では、自然環境の保全・再生に取り組む団体やグループへ資金を提供し、その活動を支援しています。今年度は5団体に資金を交付して、その活動を支援しました。

## 平成26年度支援団体一覧

団体名	活動内容	地域
ヤシャゲンゴロウを育てる会	希少種であるヤシャゲンゴロウの保全のため、飼育環境を整備	南越前町
社会福祉法人 岡保保育園	子どもたちが自然に関心を持つよう、遊び場として生物の生息場所となる里山を整備	福井市
小原ECOプロジェクト	草刈り・下草整理を行い、希少種ミチノクフクジュソウを保全	勝山市
鳥羽を考える会	コウノトリの長期の滞在期間確保のため巣塔整備	若狭町
あわらの自然を愛する会	里山再生や昆虫の保全のため、植樹やコンポスト作りを実施	あわら市

ふくい環境貢献活動支援事業は、皆様の寄付金で実施しています。県内の環境活動を活性化するために、一層のご支援をお願いします。

### 【鳥羽を考える会の活動紹介】

若狭町の「鳥羽を考える会」は、鳥羽地区13集落（旧鳥羽村区域）で組織する自治組織です。鳥羽地域にある豊かな自然環境の保全と質的向上を図るため、農地の草刈りや、水質調査、鳥羽川の生き物調査、ビオトープの造成、ホテル観察会などの自然再生活動を、子どもから大人まで一緒になって平成19年度から積極的に取り組んでいます。

取組みの結果、鳥羽地区にはコウノトリが何度か飛来するようになり、それにより地域住民の自然再生意識も高まりました。今回は、コウノトリがよく飛来する場所に、人口巣塔を設置しました。人口巣塔を自然再生のシンボルとして、より積極的に活動していく予定です。



鳥羽川での生き物観察



人口巣塔完成

### エピソード「神谷の滝再発見」

「ふくいのおいしい水」を取材するに当たり、神谷の水（勝山市栃神谷）で、語り継がれてきた伝説に出会った。もともと生活水は神谷川からのものであったが、その上流には二つの滝があり、江戸時代、天然痘が流行り多くの村人が死に至った時に、この上の方の滝に不動明王を祀ったところ、たちどころに天然痘が治まったという伝説であった。私は栃神谷の人々にそのことを聞いて回ったが、その存在を知る方はいなかった。おそらく知る人はすでに年老いて亡くなったと思われる。そこで区長さんと神谷の水の管理人にお願いし、道なき山道に分け入り調査に向かった。夏であるので熊との出会いが怖い。幸いにも熊には出会わなかった。崖のような傾斜の山道を沢治いに登っていくと、本当に滝がある。一つ目の滝である。さらに崖の急斜面を登ると二つ目の滝があり、そこには伝説通りの不動明王が祀られていた。地元の方々も驚かされていたのだが、同行された勝山市のジオパークご担当が、その滝の見事さに唸り声を上げるほど見事な滝であった。この話題は、後に福井新聞にも掲載された。このように、気づかないところにまだまだ「宝」が眠っているのが福井である。皆さんの周りにもきっと「宝」が眠っている！（文・写真 鈴木順一朗）



(右)発見できた二つ目の滝  
(左上)滝の裏側には窪み。そこには伝説通りの不動明王が。  
(左下)滝の裏側には窪みが有り見事な地層

# ものを大切に作る社会づくり事業

## ○「ものを大切にすること」

環境ふくひ推進協議会では、福井県環境基本計画に掲げた『ものを大切にする社会づくり強化プロジェクト』の一環として、県民一人ひとりが『ものを大切にすること』意識を持ち、大切な資源を有効活用するライフスタイルに結び付く取組みを展開しています。

## ○「修理する文化」の醸成

### 1 「親子で服のリメイク体験教室」

不要になった服をリメイクして、ものを大切に使うことの良さを親子で学ぶ「親子で服のリメイク体験教室」を開催しています。

今年度、9月に坂井市で、11月におおい町で開催した服のリメイク体験教室では、合わせて21組の親子が来場され、それぞれが思い思いの楽しいリメイクを体験されました。



【親子で服のリメイク体験教室】

## 2 「おもちゃの病院」の開催

おもちゃの修理を通して、子どもたちにももの大切にする気持ちを伝えるため、「おもちゃの病

院」を開催しています。

「おもちゃの病院」には、毎回たくさんのおもちゃが持ち込まれ、修理されたおもちゃを受け取った子どもたちは、一層愛着が増したようで、うれしそうに遊んでいます。

## 3 「おもちゃドクター」の養成

おもちゃの修理を行うボランティア「おもちゃドクター」の養成講座を開催しています。

平成23年度からこれまでに、養成講座を13回開催し、延べ240人以上が受講されました。

この「おもちゃドクター」は、「おもちゃの病院」へのボランティア参加をしています。

なお、今年度は大野市で新たにおもちゃの病院が立ち上がり、現在おもちゃ病院は、あわら市、大野市、福井市、鯖江市、敦賀市、おおい町で活動を行っています。



【おもちゃの病院】

## ○「リサイクル文化」の定着

### 1 「まごころ古本市」の開催

県庁1階ロビーや、福井駅西口地下駐車場等に

回収ボックスを設置して、要らなくなった古本を回収しています。

回収した古本は、様々なイベント会場で「まごころ古本市」を開催して、必要とされる方に販売し、その売り上げを植林や間伐などの森林整備などに活用しています。

また、有人販売に加えてより多くの方にご利用いただけるよう、県内の各地で古本の無人販売も行っています。



【古本市の様子】

## 2 古本リサイクル活動の支援

NPO等の民間団体による古本のリサイクル活動を支援するため、古本回収ボックスなど備品の貸し出しや、広報面での協力等を行っています。

古本リサイクル活動を希望する団体がありますら、ぜひご利用ください。



【古本回収ボックス】

# 環境バスツアー

今年度のバスツアーは、平成26年10月19日に「嶺南の里山里海湖体験ツアー」を実施しました。当日は好天に恵まれ、三方五湖を渡る風や森の散策では木々の香り、おいしい水の恵みをいただくなど、五感が喜ぶ体験満載でした。

## 若狭三方縄文博物館

三方五湖の水月湖の年縞について、博物館の学芸員の方から説明をお聞きしました。年縞の形成には、地形や周辺環境が大きく影響することや、水月湖は年縞が形成される好条件が揃った世界的にも珍しい湖であることなどわかりやすくお話しいただきました。参加者の皆さんは熱心に耳を傾けており、もっと時間が欲しかった、との声がありました。



## 福井ふるさと学びの森

「福井ふるさと学びの森」は、福井県里山里海湖研究所が里山体験活動の場として、若狭町気山に平成26年7月に開設したものです。里山里海湖研究所の職員の方から、子どもたちの間伐体験や山遊びなど、これまでの活用状況を説明いただき

ました。

当日は、森の手入れをするイベントが開催されていて、親子で参加している様子を見ることができました。また、これまでの体験活動で整備された「みはらし広場」まで、元気に登りました。

## 若狭瓜割の滝、小浜雲城水

午後からは、嶺南の名水を巡りました。森の小径を進んでいくと、森の奥に水量豊かな瓜割の滝が現れました。岩は苔むし、ベニマダラで赤く染まった水中の岩との対比も美しく、荘厳な景観でした。

公園駐車場には、水汲み場が整備されており、皆さんでおいしい水を味わいました。



水汲み場には、水を汲みに来る人が後を絶たず、近隣他県の車も多く見られ、瓜割の滝の知名度の高さを感じました。

小浜の雲城水では、水源の管理をしている一番町商店街の方にお話を伺い、港のすぐそばに湧き



出る不思議さや、日常生活の中にある水を大切に守り続ける地元の方々の想いを感じることができました。

その後、水の恵みのくずまんじゅうをいただきました。

## 小浜市旧市街地散策

「若狭語り部」の方の案内で、昔が偲ばれる情緒ある小浜市三丁町を散策しました。ホテルなたさんのご厚意で上がらせていただいたホテル屋上から見る旧市街の町並みは、素晴らしいものでした。

参加された皆さんからは、地元の良さを再発見でき、驚くことが多くあったとの感想が聞かれた有意義なバスツアーとなりました。



# 企業見学会（環境マネジメント）

環境マネジメントシステムに関する事業として、21名の参加のもと、平成26年10月29日（水）に環境保全に取り組んでおられる滋賀県の先進企業の見学会を実施しました。

## 大津板紙株式会社

最初に訪れたのは、滋賀県大津市にある大津板紙株式会社です。大津板紙株式会社は、平成25年度滋賀県低炭素社会づくり賞を受賞されている事業所です。

ここでは、担当の方から、回収した古紙が、板紙（段ボールの原料）になるまでの工程や、省エネの取組み等をご説明いただきました。その後、抄紙工程をはじめとする板紙の製造工程と、天然ガスコージエネレーションシステムなどのユーテ



イリティー設備を見学させていただきました。施設管理者のみならず、生産現場担当者を含めて、全社員で省エネ活動を推進しているところ、街中という立地条件の中で地域住民に配慮し、環境保全に取り組んでいる点など、参加者から質問が相次ぎ、参加者からは、大変参考になったとの意見をいただきました。

## TOTO株式会社 滋賀工場

次に訪れたのは、滋賀県湖南市にあるTOTO株式会社 滋賀工場です。こちらの工場は平成25年度省エネ大賞の省エネ事例部門において、経済産業大臣賞を受賞されています。

ここでは、最初工場長から工場の概要についてご説明いただいた後、世界最新の設備を備えた衛生陶器工場の新西棟を見学させていただきました。

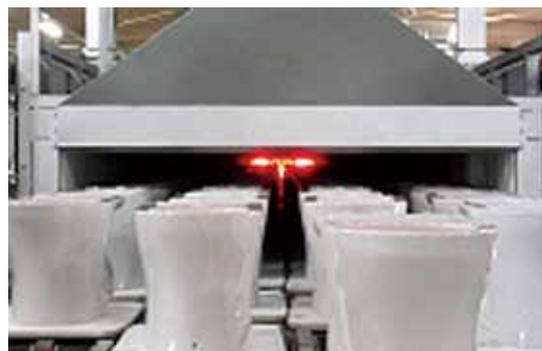
燃焼効率の高いト



写真提供 TOTO株式会社

ンネル窯など最新の生産設備の導入、光触媒の作  
用で空気を浄化する外壁塗料（ハイドロテクトカ  
ラーコート）の使用など、さまざまな環境配慮の  
取組みで、従来  
の工場より二酸  
化炭素の排出量  
を40%低減され  
ていました。

ここでも、参加者から、設備に関する事  
トイレルの節水、  
社員の教育体制  
など、たくさん  
の質問が出ました。



写真提供 TOTO株式会社

## 環境マネジメントセミナー

平成27年2月6日（金）に、会員企業の環境マネジメントシステムの資質向上につなげていただくため、福井県国際交流会館において、「環境マネジメントセミナー」を開催します。

パナソニックエコソリューション創研株式会社の箕浦秀樹先生に、「経営に直結する環境改善と強いモノづくり」と題してご講演いただきます。

## ゴミ拾いアプリ「ピリカ」を 活用した清掃活動

県では、日常生活の中で楽しくできる気軽なゴミ拾い意識の向上を図るため、普段評価されることのない県民一人ひとりの自主的なゴミ拾い活動を、SNSを活用して情報共有することで見える化し、福井県内の清掃活動を表示するホームページ「クリーンアップふくい」を平成26年9月に開設しました。

このホームページでは、ゴミ拾いアプリ「ピリカ」を通じて報告のあった清掃活動のうち、福井県内の清掃活動のみを抽出し、リアルタイムで表

**クリーンアップふくい**  
～拾ってあげる、ふくいのはじめ～

福井県内での活動件数 **9,439** 件  
福井県内で活動した人の数 **2,329,071** 人

福井県内のゴミ拾い活動推移

都道府県別稼働稼働ランキング

- 1.大阪府
- 2.東京都
- 3.福井県
- 4.神奈川県
- 5.宮城県

3位

インフォメーション  
マサイトオープン  
福井県の清掃活動をみんなで見られるページ「クリーンアップふくい」がオープンしました！みんなの力で、福井県をきれいにしよう！最新の情報はお待ちしています。

ゴミ拾いに参加しよう！  
ゴミを拾って写真を撮るだけ、ピリカを使えば誰でも簡単に楽しく活動に参加できます！

個人で写真を撮っている方  
グループや企業で写真を撮っている方

Available on the App Store  
GET IT ON Google play  
詳細はこちら  
企業団体専用ページ

参加団体一覧 (五十音順)

企業  
新井組  
福井ガソリン 福井工場

団体等  
福井県社会福祉協議会  
福井県

示しています。

「ピリカ」を通じて県内で拾われたゴミの数を、活動者のタイムラインや、県内の清掃活動情報、各都道府県ゴミ拾い状況ランキング、「ピリカ」を活用して清掃活動を行った企業や団体の一覧を掲載しています。県内活動者は平成27年1月現在、延べ11,500人、拾われたゴミは270万個にも上っています。

このホームページを通して、県民の手で福井がきれいになる様子を発信し、福井国体が開催される平成30年には、どこに行ってもゴミのないきれいな福井県を目指して、ゴミ拾いという社会貢献のつながりの輪を広げ、いつでもどこでもできる気軽なゴミ拾いの定着を図っていきます。

## 「ゴミ拾いアプリ「ピリカ」とは

「ピリカ」とは、ゴミを拾って、写真に撮り、スマホやパソコンで「ピリカ」に送るだけで、世界中にゴミ拾いの様子を発信できるサービスです。平成27年1月現在、「ピリカ」を通じて世界72ヶ国で約1,100万個ものゴミが拾われています。

活動者が「ピリカ」を利用すると、各ユーザー専用のページが自動作成され、清掃活動の記録や集計に利用できる他、SNSを通じて自分たちの活動の広報・PR等情報発信し、世界中の活動者から「ありがとう」やコメント等で、活動に対する反応を得ることができます。



企業団体活動者専用のページ



企業団体はパソコンから



個人はスマホから

## お問い合わせ先

福井県安全環境部環境政策課

☎0776-20-0301

SATOYAMAイニシアティブ  
国際パートナーシップ（IPSI）第5回定例会合への出席と  
SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

○ SATOYAMAイニシアティブ

国際パートナーシップ（IPSI）第5回定例会合

平成26年10月4日～6日に韓国平昌（ピョンチャン）で「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ第5回定例会合（IPSI-5）」が開催されました。

福井県では、10月5日に行われたサイドイベントにおいて、里山里海湖研究所の活動、三方五湖自然再生協議会やコウノトリの野生復帰などの本県の里山保全再生活動を、26カ国約150名の参加者に対しプレゼンテーションを行い、福井の自然再生活動や福井の優れた自然環境について国際的にアピールを行いました。



○ SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMAイニシアティブ国際会議を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、民間企業、自然環境の保全・再生の活動団体、政府機関、地方自治体、大学等99の団体が参画する「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。本ネットワークは、国内における里山里海湖の生物多様性の保全や利活用の取組みを全国に広げ、活動を通じて地域を活性化することを目的としており、参加団体相互の情報共有や意見交換、連携・協働を行うこととしています。

ネットワークの活動の一環として、平成26年12月11日～13日に東京ビックサイトで開催された環境展示会「エコプロダクツ2014」での出展において、福井県の自然再生活動やすぐれた自然についてアピールしました。

お問い合わせ先

福井県安全環境部自然環境課

☎0776-20-0305

## ふるさとこの里山海湖を元気にする 福井県里山海湖研究所

平成26年4月から、研究所に4名の研究員が加わり、県内をフィールドとした4つの分野による実学研究を行うだけでなく、教育・実践にも取り組んでいきます。

### 研究員の紹介

北川 淳子 主任研究員（環境考古学）



環境考古学は昔の環境について自然遺物をもとに調べていくもので、私は森と人間の関わりを明らかにするために花粉分析をしています。この夏採取した水月湖の年縞堆積物から、三方五湖周辺の過去の環境を調べる予定です。日向湖や、三方湖、他の湖でも堆積物を採取する予定です。嶺北の調査も行っていて、北潟湖の泥も採取しました。

福井県の人々と自然の歴史を調べ、現在あるすばらしい自然の成り立ちを明らかにすることで、福井県の人々のあり方をそのモデルとして世界に発信していきたいと思っています。

石井 潤 研究員（保全生態学）



これまで湖沼、河川、ため池などの水辺に生育する植物の研究と保全の実践活動に取り組んできました。福井県では、水辺の植物以

外にも目を向けながら、生き物の視点から、地域を元気づける活動に参加したいと思い、研究をはじめとする活動を開始しました。

現在、北は北潟湖から、東は奥越地域、西は三方五湖や若狭の水田地帯と、各地を訪れて見聞を広めながら、研究・教育・実践活動に東奔西走中です。

中村 亮 研究員（里地里山文化）



アフリカの海辺に生きる人びとの生活文化について、なりのわい（漁撈）を中心に、歴史、物質文化、資源利用、流通経済、祭礼や信仰などの側面から研究してきました。

福井県の里山里海湖における生活文化の特質や魅力を、国内外との比較研究のうちに認識し、その成果を教育や地域振興に反映させることで、福井県が元気になるための未来設計に取り組んでいきます。

福島 空 研究員（森里海湖連環）



里山の保全と活用によって地域を元気にするために、全国各地の農山村地域において、地元の方々と一緒に地元の地域づくりに取り組んできました。

福井の里山里海湖に子どもたちの笑い声が響き、その声で大人たちも元気をもらおう、そんな地域づくりができるよう、みなさんと一緒に取り組んでいきたいと思っています。

### 福井ふるさと学びの森

地域の皆様と共に、里山保全再生のための研究・教育・実践を行っていくことを目的に、平成26年6月に若狭町気山区に「福井ふるさと学びの森」を開設しました。

関わりが薄くなってしまう里山と人の関係をつなぎ直すという目的で、まずは森で楽しみ、森に親しみを感じてもらえるような体験イベントを実施してきました。これまでに、森の中の遊び場づくりや竹を使ったおもちゃづくり、森の手入れや薪づくりといった体験活動を実施しました。

また、今後は数年かけて、森のエリアごとに里山のくらしや恵みを体験したり、学んだりできるように整備していく予定です。人の手が入ることによる里山の生態の変化も調べていきます。



お問い合わせ先

福井県里山海湖研究所

☎0770-45-3580

# 私たちの活動紹介

## リカーワールド華

当社のメインの取り扱い商材は「お酒」です。お酒の原料のほとんどを占める「水」や「農産物」が、その味わいを大きく左右します。環境保全活動はおいしいお酒を守る意味でも、とても重要であると考えております。

地域のお客様と協力してアルミ缶の回収など様々なリサイクルに積極的に取り組み、福井のおいしい水はもとより、この地球を守ることに貢献できるように、リサイクルの輪を広げていきたいと考えています。

### アルミ缶の回収を行っています。

メーカー・商品を問わず、ビールやチューハイなどのアルミ缶のリサイクル回収を行っており、お客様にお持ち頂いたアルミ缶に対しリサイクルポイントを発行しています。

### かめ 甕・樽焼酎の量り売りをしています。

量り売りは、通い瓶（容器）をお客様にご持参いただくことで、飲み終わったら毎回発生する空瓶などの削減につながっています。

**飲み終わったアルミ缶は 水洗いして当店にお持ち下さい**

アルミ缶は水洗いして缶を潰さず、購入時の段ボールに詰めて、お店までご持参ください。

スタッフがお待ち頂いたアルミ缶を確認させて頂き、1ケース毎にスタンプを1張りサイクルカードに押印致します。

スタンプ10個でローズカードポイント100ポイントに交換致します。ローズカードはマイカードとなります。

10ケースで **100ポイント**

※アルミ缶はケース単位でスタンプ対象となります。(単品は回収のみさせていただきます。)  
 ・飲料水以外の缶はお断りさせていただきます。  
 ・汚れがひどいもの、残量物があるものはリサイクル出来ませんのでお断りさせていただきます。  
 ご協力いただいたリサイクルの一部は、環境ふくい推進協議会に寄付し、植樹などを通じた環境保全活動にお役立て頂きます

アルミ缶回収



店舗内の量り売り

## NPO 法人森林楽校・森んこ

平成16年春、仲間3人で「思いっきり自然の中で遊ぼう!」「もっと森の魅力を伝えよう」という気楽な思いで、自然体験活動をはじめました。たまたま地元のケーブルテレビで私たちの活動が放映され、思いも寄らない反響を得ることとなり、メンバーも増え平成17年には、NPO法人の認証を得ることができました。平成20年には、かやぶき民家を修復して無住集落を拠点に里山の生活文化を体験的に学ぶ「里山体験活動」を展開しています。平成25年からは、薪のある暮らしと里山の保全をテーマとした「里山薪プロジェクト」を開始しました。色々な団体や個人の方から支援をもらいながら、手探りの活動を続けています。

### 主な活動

平成16年～平成19年

「ワクワクドキドキ森んこキャンプ」(1泊2日)  
 竹スキー作り教室 冬期一回  
 スター・ドーム(竹でつくる大型ドーム)製作  
 ネイチャーゲームの活動・普及活動始める

平成19年 嶺南で初めて「チェーンソーアートショー」を企画

平成20年 かやぶき民家を修復(活動拠点とする)

平成21年 「旧暦講座」開講 旧暦の啓発、普及を始める

平成22年 暮らしの体験活動として「里山体験活動」を始める

平成24年 「里山キッズ農園」開園(休耕田を利用して自然農法で畑づくり)

平成25年 薪のある暮らしと里山の保全を考える「里山薪プロジェクト」開始

11月「薪のある暮らしと里山保全シンポジウム」を開催

- ※ 福井県県民社会貢献活動知事奨励賞(平成22年)
- ※ 福井県美しいふるさとづくり功労賞(森づくり部門)(平成25年)
- ※ 福井県林業研究グループ会員・あすの福井県を創る協会会員



# 環境ふくい推進協議会会長表彰受賞者一覧

環境ふくい推進協議会では、環境保全活動のより一層の推進を図ることを目的として、地道に環境保全活動に努められ、その活動が賞賛に値する個人・団体・学校・企業を表彰しております。

今年度の受賞者は次のとおりです。

部門	受賞者名	功績概要
個人の部	岸本 修 (越前市)	長年にわたり、中池見湿地の保全に取り組み、最近では自然保護に関する有識者会議や昆虫採集会等で活躍しています。武生高校ではSSHを通して環境保全に関わる人材の育成に取り組んでいます。
	谷口 真栄 (鯖江市)	定期的な自然観察会や、意見交換会、サミットや講演会の開催など、多方面での活躍を通じて、鯖江全域にわたる自然環境保護、啓発活動に大きく貢献しています。
	山崎 俊太郎 (美浜町)	福井県アースサポーターとして、エコライフ診断、出前授業などを実施しています。また、環境関係の各種会議で中心的役割を担い、地球温暖化防止のために各方面で活躍しています。
団体の部	特定非営利活動法人 足羽川ふるさと元気の会 (福井市)	足羽川流域に広葉樹を植栽することで、災害に強く、環境にやさしい山づくりに取り組んでいます。また、足羽川の清掃や草刈りなど、美化活動も積極的に実施しています。
	越の郷地球環境会議 (鯖江市)	会の発足以降一貫して、地球温暖化防止のための「どんぐりからの森づくり事業」を継続しています。近年は、鯖江市内全小学校や他市町の団体と連携することで活動のさらなる拡大を図っています。
	坂口エコ農法部会 (越前市)	コウノトリが舞い降り、住み着く水田づくりを目標に、無農薬、無化学肥料のコウノトリ米の栽培、水田魚道の整備、ピオトープの作成を行い、自然環境の保全を図っています。
	野向町まちづくり推進委員会 (勝山市)	野向町にある休耕地を利用して、50万本のコスモスを栽培し、景観、環境に配慮した活動を行っています。また、コスモスが見頃になる10月には「のむきコスモスマツリ」を開催しています。
学校の部	あわら市吉崎小学校 赤手ガニ環境調査隊 (あわら市)	地域と連携し、北潟湖周辺の水質調査、生き物観察などの環境保全活動を実施するとともに、その活動内容をこどもエコクラブの壁新聞コンクールに応募することで、全国へ情報発信しています。
	勝山市立村岡小学校 (勝山市)	6年生が中心となり、学校全体として、ミチノクフクジュソウの保全活動を続けています。また、啓発看板を作成、情報発信することで、地域と連携した活動を進めています。
	坂井市立雄島小学校 (坂井市)	古来の貴重な水生生物が生息する湿地が多く存在する一方、アメリカザリガニなどの外来種が多く存在する地域特性を素材として、生物観測、駆除活動などを、各学年の総合学習として実施しています。
の企業	山田兄弟製紙株式会社 (越前市)	県内外のヨシ群草地でのヨシ刈りに、社員全員で参加しています。また、刈り取ったヨシは捨てず、原料としてヨシ紙を製造。その売上の一部をヨシ刈りボランティアの活動費用に還元しています。

## 環境に関する表彰受賞者 (平成26年4月～12月)

表彰名	受賞者	
地球温暖化防止活動環境大臣表彰	【環境教育活動部門】 福井県立小浜水産高等学校海洋科学科マリンテクノコース	
福井県県民社会貢献活動功労者知事表彰	【知事奨励賞】 笙の川を美しくする会 (敦賀市)	
(公社)食品容器環境美化協会 環境美化教育優良校等表彰	【最優秀校協会会長賞】 福井市社中学校	
愛鳥週間用ポスター原画コンクール表彰	【知事賞】 田中 陽悠 (福井市文殊小1年) 片岡 実和 (越前市武生第三中2年)	【優秀賞】 岡本 泰亮 (坂井市立加戸小4年) 全国審査会入選 馬場 菜摘 (大野市有終西小6年) 濱詰 咲樹 (小浜市小浜中2年) 吉田 昂平 (敦賀市立栗野中3年)

- ・フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針を定める件（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号）
- ・第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定める件（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）
  - 概要・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）の施行に伴い、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成13年経済産業省・環境省令第13号）の全部が改正されるとともに、新たに法に規定されたフロン類算定漏えい量の報告の手続等について定められた。また、フロン類の使用の合理化および特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項および第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項が定められた。
  - 施行 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

## 化学物質

- ・毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成26年政令第227号）
  - 概要・毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）が改正され、毒物に2物質追加され、劇物に3物質追加された。
  - 施行 平成26年7月1日
- ・新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省・経済産業省・環境省令第1号）
  - 概要・製造・輸入実績のない化学物質を新たに製造・輸入する際の国への届出の不要な特例の量が、一年度に当たり「全国における製造・輸入予定総量が1トン以下」から「一事業者につき1トン以下」に改められ、届出様式が改正された。
  - 施行 平成26年10月1日

## 廃棄物

- ・日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第120号）
  - 概要・従来からポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業を行っていた日本環境安全事業株式会社が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改められ、新たに、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された福島県内除去土壌等について、最終処分が行われるまでの間の福島県内における保管または処分に係る事業を行うこととされた。
  - 施行 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日

## 労働衛生

- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第50号）
  - 概要・建築物の解体等における石綿含有保温材・耐火被覆材等による石綿ばく露防止対策の強化および隔離した作業場所からの石綿などの漏えい防止対策の強化が図られた。
  - 施行 平成26年6月1日
- ・労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）
  - 概要・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）について、以下の規定が追加された。
    1. 規則の対象にされていない化学物質のうち一定のリスクがあるもの等について、事業者に危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）の義務付け
    2. 厚生労働大臣が企業単位による労働災害の改善計画の作成、改善を求める仕組み
    3. 医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付け
    4. 受動喫煙防止のため、事業者および事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定 等
  - 施行 公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日（一部を除く。）
- ・粉じん障害防止規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第70号）
  - 概要・粉じん障害防止規則（昭和54年厚生労働省令第18号）が改正され、屋外において、岩石または鉱物の研磨またはばり取りの作業を行う場合にも、その場所における作業について、呼吸用保護具の使用が義務付けられた。
  - 施行 平成26年7月31日
- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号）
  - 概要・法第57条第1項に基づき、譲渡または提供時に名称等を表示すべき物に、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）およびDDVPを含有する製剤その他の物（DDVP等）が追加された。
    - ・特定化学物質のうち、第2類物質に以下の物質が追加された。
      1. DDVP等
      2. クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレンおよびメチルイソブチルケトンならびにこれらの有機溶剤のいずれかを含有する製剤その他の物
    - ・DDVP等またはジクロロメタン（別名二塩化メチレン）もしくはジクロロメタン（別名二塩化メチレン）を含有する製剤その他の物を製造し、または取り扱う事業者について、過去に当該物を製造し、または取り扱う業務に従事した労働者で現に使用する者に対して、特殊健康診断（法第66条第2項後段）の実施が義務付けられた。
    - ・その他所要の規定の整備が行われた。
  - 施行 平成26年11月1日

## 地球温暖化

- ・温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件（平成26年経済産業省・環境省告示第10号）
- ・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（平成26年経済産業省・環境省告示第11号）
- ・温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（平成26年経済産業省・環境省告示第12号）
  - 概要・次の告示が改正され、公表されている係数が改められた。
    1. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第3条第1項第1号ロの規定に基づく「温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件」（平成22年経済産業省・環境省告示第10号）
    2. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）第2条第4項第1号および第3号の規定に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件」（平成21年経済産業省・環境省告示第8号）
    3. 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づく「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件」（平成21年経済産業省・環境省告示第9号）
  - 公布 平成26年12月5日

# 主な環境関係法令の改正情報 (H26.4～H26.11)

協議会では、ISO14001などの環境マネジメントシステムや環境対策に取り組まれている、もしくは、取り組もうとされている事業者の方などに参考としていただけるよう、講演会や法令等の最新の情報提供などを行っています。

## 大気

- ・大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第181号）  
概要・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日が平成26年6月1日に定められた。  
公布 平成26年5月14日
- ・大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第182号）  
概要・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）を受け、次の事項が定められた。  
1. 環境大臣または都道府県知事が解体等工事の受注者および自主施工者に対して報告を求めることができる事項  
2. 解体等工事および特定工事に係る建築物等およびその現場への立入検査ができる事項  
施行 平成26年6月1日
- ・大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成26年環境省令第15号）  
概要・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）を受け、次の事項が定められた。  
1. 特定粉じん排出等作業実施届出の様式の見直し、添付書類に記載する事項  
2. 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事  
3. 解体等工事に係る説明の時期、事項  
4. 特定工事に係る説明事項  
5. 解体等工事に係る掲示の方法、内容  
6. 作業基準の見直し  
施行 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成26年6月1日）

## 水

- ・水循環基本法（平成26年法律第16号）  
概要・水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにし、水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環を維持し、または回復させること、「水の日」を8月1日とすること等が定められた。  
施行 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
- ・水循環基本法の施行期日を定める政令（平成26年政令第224号）  
概要・水循環基本法（平成26年法律第16号）の施行の日が平成26年7月1日に定められた。  
公布 平成26年6月25日
- ・水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成26年環境省告示第126号）
- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成26年環境省告示第127号）  
概要・公共用水域および地下水に係るトリクロロエチレンの環境基準が、0.03mg/Lから0.01mg/Lに改められた。  
公布 平成26年11月17日
- ・水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）  
概要・水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）の一部改正  
カドミウム及びその化合物について、水質汚濁防止法第14条の3第1項に基づく地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の値が、0.01mg/Lから0.003mg/Lに改められた。  
排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部改正  
カドミウム及びその化合物について、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準が、0.1mg/Lから0.03mg/Lに改められた。  
施行 平成26年12月1日
- ・下水道法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第364号）  
概要・特定事業場から公共下水道または流域下水道に排除される下水に含まれるカドミウム及びその化合物に係る排水基準が0.1mg/Lから0.03mg/Lに改められた。  
施行 平成26年12月1日

## 土壌

- ・土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成26年環境省令第23号）  
概要・1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準の見直しに伴い、地下水基準（規則別表第一）が「0.02mg/L」から「0.1mg/L」に、第二溶出量基準（規則別表第二）が「0.2mg/L」から「1mg/L」に、土壌溶出量基準（規則別表第三）が「0.02mg/L」から「0.1mg/L」に改められた。また、汚染土壌の区域外搬出の届出事項のうち、「自動車等の所有者」が「自動車等の使用者」に改められ、様式16および様式18が改められた。  
施行 平成26年8月1日
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）  
概要・国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うため、48の法律が改正され、このうち、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定は、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事が行うこととされた。  
施行 平成27年4月1日
- ・土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第267号）  
概要・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行に伴い、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、指定調査機関に係る事務は指定都市の長等が行う事務に含めないこととされた。  
施行 平成27年4月1日
- ・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成26年環境省令第29号）  
概要・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の公布に伴い、「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」（平成14年環境省令第23号）および「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号）が改正され、様式や項番号など所要の整理がなされた。  
施行 平成27年4月1日

## フロン

- ・フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成26年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第2号）
- ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の全部を改正する省令（平成26年経済産業省・環境省令第7号）



## 環境ふくい推進協議会からのお知らせ

### ホームページをリニューアルしました!!



1. 投稿写真のページを設けました。  
身の回りで見つけた自然界の出来事写真（「こんなきれいな棚田の夕景が撮れた」とか、発見した花や虫や動物、魚の写真、ごみの写真や、環境保全活動の写真など）インパクトのある写真を募集し、公開していきます。
2. 支援事業の紹介ページを設けました。  
資金助成団体の活動を紹介します。
3. 企業会員、団体会員の皆さんの環境に対する取り組みや想いの掲載しました。  
「どんな企業・団体がどんな気持ちで参加しているのか?」を伝えましょう。

eco イベント申込フォームは、引き続き実施します。  
皆様の環境イベント等の情報をホームページにアップし、情報共有しましょう。  
アップした内容は、月2回のメールマガジンにて会員の皆さんに配信します。

ホームページ : <http://www.kankyoku-fukui.jp> アドレスが変わりました!  
facebook URL : <http://www.facebook.com/kanfukyoku>

環境ふくい推進協議会 検索

#### 環境ふくい推進協議会 会員募集!

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。環境問題に関心のある方、本誌『みんなのかんきょう』を読みたい方、当協議会主催行事等の情報を知りたい方は、ぜひご入会ください。お待ちしております!  
<年会費>口数増にご協力ください!  
個人会員: 500円 (1口以上何口でも可) 企業会員: 10,000円 (1口以上何口でも可) 団体会員: 無料  
<お申込み・お問い合わせ> 環境ふくい推進協議会事務局 (福井県環境政策課内) TEL: 0776-20-0301



## 福井県からのお知らせ

### 環境・3Rシンポジウム

#### ～食品ロスと食品廃棄物の削減に向けて～

環境省、自治体、事業者、NPO団体からの情報提供と、パネルディスカッションによる情報交換を行います。奮ってご参加ください。  
日時: 平成27年2月9日(月) 13:00~16:10  
会場: アオッサ6階 研修室601A・B・C  
お問合せ・申込: 福井県循環社会推進課 0776-20-0317

#### お知らせ

平成27年度 第10回3R推進全国大会が福井で開催されます。  
平成27年11月を予定しています。  
(日時、会場は現在調整中)



## チャレンジ!! 環境クイズ

### 問正解の方にプレゼントをお送りいたします。たくさんのご応募お待ちしております!

- 第1問:** 環境ふくい推進協議会は平成26年に設立何年を迎えたでしょう。  
①10年 ②20年 ③30年
- 第2問:** 越前市白山地区で6月に生まれた3羽のコウノトリの愛称は?  
①「ふっくん」「さっちゃん」「こうくん」  
②「さとちゃん」「うみくん」「やまくん」  
③「げんきくん」「ゆうきくん」「ゆめちゃん」
- 第3問:** 廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示す3Rとは、リデュース(減らす)、リユース(再使用)と再資源化を意味するもう一つのRは何でしょう  
①リターン ②リサイクル ③リクエスト

#### 環境クイズ応募要領

方法: 答えと郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、性別および本誌の感想を官製はがきを書いて、当協議会まで郵送してください。  
応募者の個人情報が入賞の連絡のためにのみ使用し、個人情報保護に関する法令に従って厳正に管理いたします。  
締切日: 平成27年3月20日(金) (当日消印有効)  
全問正解者の中から抽選で5名の方に、図書カードをお送りいたします。  
応募先: 〒910-8580 (住所記入不要) 環境ふくい推進協議会 (福井県環境政策課内)  
前回解答 第1問 ② 第2問 ② 第3問 ③  
※環境クイズプレゼントの当選者発表は、発送をもってかえさせていただきます。

## 読者の窓

みんなのかんきょう第66号に関するお葉書、お手紙ありがとうございました。今後も、より良い情報誌とするため、みなさまのご意見感想をお待ちしております。掲載希望記事等もお寄せくださいませ。

ごみ拾い活動は素晴らしいことだが、その活動がなくなるような「ごみを捨てない」という意識をみんなが持ち、実行する社会になることを願っています。 (敦賀市 Uさん)  
地球温暖化による世界の現状を知っていただき、私たちの生活をどのように変化させるべきか具体的に教えるべき大切な時期となっています。 (美浜町 Yさん)



平成25年8月に気象庁の特別警報が導入されてから、「数十年に一度の」気象現象が今年も顕著に発生しています。地球温暖化の影響によるものと推測されます。温暖化の影響は自然への変化にも顕著であり、山野の獣の増加による水源地の糞尿汚染もその一つだということです。環境保全団体や企業に伺い、各団体の取り組みをお聞きする機会を得て、「環境を守る活動」の裾野の広さを感じ、環境を守るための一人ひとりの小さな活動の重要性と持続発展可能な社会を創っていくためにはみんなが手を携えて活動する大切さに改めて気付かされました。